

議案第12号

加西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年2月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例（昭和42年加西市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

（2）栄養教諭

第6条第4項第5号を次のように改める。

（5）健康福祉事務所長 1名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

学校教育法等の改正、兵庫県行政組織規則の改正に伴い、学校給食センター配置職員の職名（栄養士）及び運営審議会委員の選出区分名称（保健所長）を改正するもの